平成２７年（フ）第３８５９号
大阪府吹田市千里山西６丁目63番14―502号
債務者　伊藤　雅美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５２号
大阪市東成区大今里西１丁目17番30号
債務者　武田　道夫
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６号
北海道紋別市南が丘町３丁目12番15号　ルミネ南が丘　101号
債務者　小林　朋則
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後２時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２７年（フ）第６３５号
東京都八王子市堀之内２丁目１番地７ＬＧ京王堀之内207号
債務者　青野　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５０号
愛知県田原市小塩津町中村25番地１、従前の住所名古屋市北区大曽根２丁目１番22号（マンション大曽根606号）
債務者　島本　淳子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３２号
北海道旭川市９条通14丁目24番地　レンカルナ旭川
債務者　井下　朋昭
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４０号
北海道旭川市台場１条５丁目２番６号　有料老人ホーム　いこいの里旭川
債務者　谷　　正己
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６４号
東京都立川市砂川町８丁目24番地の６矢沢荘101号
債務者　阿部　　慧
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
熊本県水俣市汐見町１丁目２番31号
債務者　笹野　豊子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月３日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１７５号
釧路市住之江町５番５号
債務者　千原　隆宏
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４５６号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目10番１号
債務者　山口　秀人
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４９号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目７番14号　ハイツ湘南Ⅰ―101
債務者　國分　英雄
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８７号
横浜市都筑区川和町1151番地10
債務者　和久本春美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１７号
神奈川県大和市深見西７丁目３番14―５号
債務者　山内あゆみ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７３号
横浜市旭区中白根２丁目29番６号　Ａ―102
債務者　秋葉　　禎
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部